

第67回滋賀県景観審議会 議事概要

●日時：平成30年9月21日（金曜日） 14：00～15：30

●場所：滋賀県大津合同庁舎3階 3-A会議室

●内容：〔議事〕

（広域的景観形成検討専門部会での審議結果報告）

- 内陸部におよぶ広域的景観形成について

（屋外広告物適正化検討専門部会での審議結果報告）

- 点検義務・点検者要件にかかる屋外広告物条例ガイドライン改正に伴う対応
- 広告料を公共施設等の維持管理に充てることにかかる屋外広告物条例ガイドライン改正に伴う対応
- 田園住居地域にかかる屋外広告物法改正に伴う対応

●出席委員：青山香菜委員、川崎雅史委員（会長）、鈴木あつ子委員、外園光江委員、轟慎一委員（会長代理）、西岡功一委員、西村和彦委員、福谷晃委員

（13名中8名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

【質疑応答】

（広域的景観形成検討専門部会での審議結果報告）

〔議事〕内陸部に及ぶ広域的景観形成に向けた課題検討について【諮問事項】

- ここまで、かなり詳細に検討をされてきたようだが、今後、市街地編入などで市街地がさらに広がっていくということがあった場合に、今回の判定の根拠とされている土地利用規制の状況や高さ制限の状況に影響が及んでくる可能性もあると考える。また、市町マターとして、用途地域の変更などがあると、それに伴う容積率の変更などが生じると考えられる。そのような場合は、改めて分析をし、景の扱いについて審議しなすという段階を設けられるような運用を検討いただきたい。
- 土地利用が今後変更されていくことをどう確認して、将来に向けてどのように取り組むのか。
- ◆ 当課内での情報共有に努め、市町からの情報を収集・チェックできるよう、取り組

- んでいきたいと考えている。
- 広域部会の中でも意見が出ていたが、眺望景観では、視対象と視点場の距離が離れているために、50mや100mを超える高さまで許容されてしまうケースがあるので、近景・中景を取り扱う各市町のルールともしっかり連携をしていくことが重要だと考える。先ほどの変動要因への対応も含めて、慎重に継続的に取り組んでいただきたい。
 - 今回の審議結果報告の内容を、内陸部におよぶ広域的景観形成に向けた課題検討についての答申とすることでよいか。
 - 異議なし（委員各位）
 - ◆ （答申（案）を委員各位に配布。）
- 答申案**
- 琵琶湖を中心とした広域的で一体的な県土の景観形成のあり方について
「内陸部に及ぶ広域的景観形成に向けた課題検討」について
琵琶湖を中心とした広域的で一体的な県土の景観形成のあり方について審議した結果、内陸部におよぶ広域的景観形成について、現行の土地利用規制等で不十分なところが認められることから、県は、景観行政団体である市と協議・調整し、対策を検討すること。
- この答申案をもって本審議会の答申とする。
(滋賀県景観審議会会長から滋賀県土木交通部技監へ答申書を手交)

（屋外広告物適正化検討専門部会での審議結果報告）

〔議事〕点検義務・点検者要件にかかる屋外広告物条例ガイドライン改正に伴う対応

- 点検義務・点検者要件の厳格化について、大変歓迎している。広告業界としても、看板の安全を第一に、屋外広告士や点検技能者講習修了者を増やすための取り組みを、多様な機関と連携しながら進めているところである。点検にはやはり看板のプロによる点検が重要であり、行政としても、制度の充実・点検者の地位向上に励んでいただきたい。

〔議事〕広告料を公共施設等の維持管理に充てることにかかる屋外広告物条例ガイドライン改正に伴う対応

- シミュレーションを見ると、歩道橋の中央に広告が掲出されているが、道路標識と見間違えたりすることのないよう、実際に掲出されるような案件が出てきたときには、道路管理者と取り付け位置や表示内容について、十分に協議をいただきたい。
- 汚れたりすると、景観上も支障になる。今後実際に運用されていく中で、管理者に対して、景観上・安全上の支障が無いように丁寧な取り扱いをしていただきたい。

〔議事〕 田園住居地域にかかる屋外広告物法改正に伴う対応

○（意見等なし）